

県内もしくは市内で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の  
小中学校の対応について（7月6日現在）

- 教育委員会は、県内もしくは市内での感染の確認を受け、小中学校の臨時休業の判断（休業期間等）をおこない、小中学校へ周知する。ただし時間帯によっては、学校管理職の携帯へメール連絡することもある。
- その際の判断基準は、原則下記による。ただし、感染状況等により対応を変更する場合がある。

県内もしくは市内で感染が確認された場合の判断基準

発 生 状 況		対 応
市外発生	県西部（大田市以西）、隠岐で発生	隣接市町村以外で発生した場合 通常どおり
	安来市、松江市、出雲市、奥出雲町、飯南町及び広島県庄原市（雲南市に隣接している市町村）	隣接市町村で発生した場合 ※感染状況等を確認し、総合的に判断。
市内発生	小中学校以外での発生	※感染状況等を確認し、総合的に判断。
	小中学校での発生	①市内小中学校で発生した場合 ②市内小中学校で濃厚接触者が出た場合 ①感染者、濃厚接触者は出席停止。該当校は臨時休業。該当校以外の学校は、地域の感染状況等を確認し、総合的に判断。 ②濃厚接触者は出席停止。該当校は、濃厚接触者の数、学校内での活動状況、地域の感染拡大状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合、臨時休業。該当校以外の学校は、地域の感染状況等を確認し、総合的に判断。

ただし、上記措置は原則であり、感染状況等により措置を変更する場合がある。

感染者、濃厚接触者が児童生徒の場合は、「出席停止」、教職員の場合は、病気休暇の取得、在宅勤務、職免等により出勤させない扱いとする。  
休業期間は、原則2週間とする。

#### 追記

※国から緊急事態宣言が出され指定地域になった場合、島根県知事から休業要請があった場合、島根県教育委員会が県立学校の対応を決定した場合等においては、県内及び市内の感染状況を確認し、総合的に判断して小中学校の対応を決定する。